

根本復興大臣記者会見

(平成25年10月29日 (火) 9:31~9:42 於: 記者会見室)

1. 発言要旨

おはようございます。

私の方から1点お話をいたします。

復興推進計画の認定についてであります。本日、宮城県と県内35市町村からの共同申請、宮城県山元町から申請された復興推進計画2件を認定しました。宮城県及び県内35市町村の計画は、震災被害者等に対する公営住宅の入居資格要件緩和の期間延長、公営住宅の譲渡処分要件の緩和を行うものです。もう一つの山元町の計画は、新しく整備する市街地に復興産業集積区域を定め、税制上の特例を講じ、地域生活に密着した小売業・サービス業などの集積を目指すものです。これらの特例措置が活用されることにより、被災地における復興が一日も早くということをお願いしております。

私の方からは以上です。

2. 質疑応答

(問) 震災遺構についてお伺いします。昨日、宮城県の村井知事が会見で、震災遺構について、復興大臣に対し、維持管理費のランニングコストを含めて今後調整していただけないかということで要請しているというのが昨日ありました。建物が解体されてからでは間に合わないということで、国の回答がないとどうしていいか判らない、今の段階では動けないということで、国に対して強く要望するような内容だったと思うんですけれども、その点、大臣の震災遺構の維持管理費の財源の面についてどのような考えをお持ちかをお伺いしたいと思います。

(答) 維持管理費についてどう考えるかというよりも、私の震災遺構についての考え方を申し上げたいと思います。

震災遺構について大事なものは、これまでも私からの会見あるいは宮古市などの要望を受けた市町村に対して述べてきたとおり、復興まちづくりとの関連性、維持管理費を含めた費用負担、住民・関係者との合意の整理、これが重要だと思います。震災遺構を残すことについてであります。東日本大震災の津波の惨禍を語り継ぐ、あるいは、自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成するなど、様々な意味があると私は考えております。また、今後のまちづくりに活かしたいとの声も多いと承知をしております。まず、何を残すか、そもそも何かを残す必要があるのか。これは、国や県が決めるものではなくて、やはり住民に一番近い市町村において決めるものだと思います。そのための議論については、市町村である程度時間をかけても住民の意見をよく聞いて、結論を出すべきだと思っております。

復興庁としてもこれまで復興交付金で調査費を出して支援してきましたが、さらに踏み込んで、例えば応急的な修理など、時間的な猶予を与えるための手当てを必要とするという意見も聞いております。これまで各市町村においては、インフラ復旧

や被災者のための住宅の供給などを優先的に処理してきたところではありますが、復興は新たなステージに移行してきておりますから、一部の市町村では震災遺構についての議論が進んできていると感じております。

震災遺構については、復興まちづくりとの関連性や費用負担、住民・関係者との合意などの整理がついたものについては、その保存に対して復興庁としてどのように支援ができるか。今のお話のお答えになります。私から事務方に対して検討を指示しました。この秋の内にも、国の支援の在り方について一定の方向性をお示ししたいと考えております。

宮城県知事のお話ですが、復興推進委員会でもそういう話がありました。私も宮城県知事からは聞いております。この秋にも復興庁からお示しする国の支援の在り方についての方向性の検討においては、知事の意見を十分に判断した上で、復興庁としての考え方を整理していくこととなります。いずれにしろ、宮城県あるいは宮城県知事とはよく意思疎通をして連携していきたいと思っております。

(問) 今のそのどのような支援ができるか、検討を指示されたということですがけれども、それは宮城県にとどまらず、被災地各地で住民の方々が残したいという、そういった合意があれば、国としてどういうふうな支援ができるか。主に財源のことだと思うのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

(答) 要は、復興まちづくりとの関連性、維持管理費を含めた費用負担、住民・関係者との合意の整理、これをきちんと状況をしっかりと視て、国の支援の在り方について一定の方向性を出していきたいと思っております。

(問) 震災遺構に関連してですが、昨日の宮城県村井知事の会見では、主に南三陸の防災庁舎を念頭に、国の財政支援を前提に有識者会議を設置したいという意向を知事が示したのですが、それで、ただ、国からの財政支援については今のところ正式な回答がないということで、復興庁からの答えというか、それを待っているような段階のようなのですが。防災庁舎解体が非常に差し迫っていて、時間的な猶予というのが余りないわけですがけれども、先ほど大臣がおっしゃったような意向というのは、宮城県の方に既に伝えたのか、それともこれから直近に伝えるお考えなのか、如何でしょうか。

(答) 村井知事とはよくお話をしていきたいと思っております。この秋の内にも国の支援の在り方について一定の方向性を示したいということについても、村井知事の方に話をしたいと思っております。

(問) 直接、保存に向けた費用というのは出すのは難しいというところで変わらないのか、それとも、その辺も含めての検討なのか、その辺は如何ですか。

(答) 例えば今、復興交付金では、宮古市田老の案件については調査費用を出して、私が再々申し上げているようなテーマについてしっかりと調査をしてもらっております。今のお話については、これから国の支援の在り方についての一定の方向性を示す中で、どういう支援の在り方があるのかということを考えていきたいと思っております。

(問) 今の大臣、「この秋にも」とおっしゃったんですが、具体的に何月位という目途はあるのでしょうか。今も秋の内だと思えるんですけれども。

(答) 秋の範囲内で考えていきたいと思います。

(問) 現在、国会で審議されている重要法案の中で特定秘密保護法案がありますが、復興庁において特定秘密に該当するような情報というのは復興庁にはあるのかどうか、その点をお伺いします。

(答) 特定秘密の類型にあるような情報があるかどうか、これは精査をしていきたいと思っています。

(問) 特定秘密は、外交ですとか防衛とか特定有害活動とか、かなり特殊なものになるかなと思うのですが、復興庁であるのか如何でしょうか。

(答) 想定外の質問ですが、よく精査をしていきたいと思っています。常識的に考えてどうかということでしょう。

(以 上)